

## 喬木村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 24 日

喬木村長

喬木村議会議長

喬木村教育委員会

喬木村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、喬木村長、喬木村議会議長、喬木村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、副村長を委員長とし、課等の長で組織する事業主行動計画協議委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、村長部局、村議会事務局、村教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、村議会事務局、村教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### (1) 村長部局

【継続就業及び仕事と家庭の両立に対応する目標】

①平成 32 年度までに、育児休業を取得する男性職員を 1 人以上にする。

②平成 32 年度までに、生後満 1 年に達しない子を育てる場合の特別休暇、子の看護にかかる休暇及び介護休暇制度が利用可能な男性職員におけるこれら休暇に対する取得割合を 20%以上にする。

**【長時間勤務関係の課題に対応する目標】**

- ①平成 33 年度までに、常勤職員の平均実超過勤務時間を、平成 26 年度の実績（年 135.7 時間）から 2 割以上縮減し、108.6 時間以下にする。
- ②平成 33 年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、平成 26 年度の実績（3.7 日）より 2 割以上引き上げ、4.5 日以上にする。

**（2）村議会事務局**

村長部局と同様の目標設定とする。

**（3）村教育委員会**

村長部局と同様の目標設定とする。

**4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期**

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、村長部局、村議会事務局、村教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

**（1）村長部局**

**【継続就業及び仕事と家庭の両立の課題に対応する取組】**

- ①平成 28 年度より、出産を控えている全ての男女に対し、所属課長による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に関する助言を行う。
- ②平成 28 年度より、男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。

**【長時間勤務に関係する課題に対応する取組】**

- ①平成 28 年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- ②平成 28 年度より、ワークライフバランス推進に資するような業務運営や良好な職場づくりを実施する。

**(2) 村議会事務局**

村長部局と同様の取組を行う。

**(3) 村教育委員会**

村長部局と同様の取組を行う。

(以上)